

協定項目番号	23 - 02	介護保険事業
<p>1 現行のまま新市に引き継ぐもの</p> <p>(1) 老人デイサービスセンター 合併後1年程度で運営体制を整備。</p> <p>(2) 在宅介護支援センター 基幹型及び小規模基幹型の一元化を検討し、地域型を含めた全体の運営体制を整備。</p> <p>(3) 施設介護サービス</p>		
<p>2 各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの</p> <p>(1) 配食サービス 当面は現行体制で対応し、受託業者、昼・夕食利用回数の統合を検討。 また、自己負担額は「1食300円」に統一する。</p> <p>(2) 移送サービス 利用者や遠方移送の増加による財政負担を考慮し、委託方式を検討。 また、新制度設立までは外出支援サービスを含めた現行体制で対応。</p> <p>(3) 介護保険料 平成17年度の介護保険事業計画策定時に新市において保険料を設定。</p> <p>(4) 介護保険低所得者利用者負担軽減措置 介護保険制度及び国の特別対策に統合。 また、合併後2年程度で国の特別対策を上回る音別町の措置を整理。</p> <p>(5) 居宅介護サービス 合併後1年程度で新市としてのサービスを設定。 また、利用者に地域格差が生じないように、公益的サービスを調整。</p>		
<p>3 釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの</p> <p>(1) 外出支援サービス</p>		